2　内部格付手法を採用する信用協同組合等が信用協同組合である場合にあっては、第百二十六条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち信用協同組合連合会の対象普通出資等であって第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額についての信用リスク・アセットの額については、当該エクスポージャーの額の合計額のうち少数出資に係る十パーセント基準額に相当する部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とし、それ以外の部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第百五十四条の四　第百二十六条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出）

第百五十四条の五　損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなければならない。

第百六十二条第二項中「第百二十七条第三項及び第五項」を「第百二十七条第四項及び第六項」に改める。

第百六十四条第二項に次の一号を加える。

三　債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

第百六十八条第二項中「（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）」を削る。

第二百十四条の見出し中「自己資本比率」を「追加的条件」に改め、同条第一項中「第二条及び第十一条の算式により得られる比率が八パーセント以上であることを」を「内部格付手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していることを、」に改め、同条第二項を削る。

第二百二十三条の見出しを「（千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー）」に改め、同条第一項中「控除項目」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー

第二百二十三条第二項中「自己資本控除とされる」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改める。

第二百二十四条第二項中「第四章第六節」の下に「の規定」を加え、同項第二号ニ中「引き受け」を「引受け」に改める。

第二百二十五条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号の表中「自己資本控除」を「千二百五十」に改め、同条第二項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改め、同条第八項中「すべて」を「全て」に、「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用」に改める。

第二百二十七条第二項中「第四章第六節」の下に「の規定」を、「第九十七条第二号中」の下に「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、」を加える。

第二百三十条第五項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百三十二条第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」を「千二百五十」に改め、同条第四項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百三十三条第三項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改め、同条第四項中「前項で自己資本控除」を「前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に、「自己資本控除の額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額」に改める。

第二百四十二条第二項中「を自己資本控除」を「に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第六章の次に次の二章を加える。

第六章の二　ＣＶＡリスク

第一節　算出方式

（ＣＶＡリスク相当額の算出）

第二百四十六条の二　信用協同組合等は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出しなければならない。

一　中央清算機関

二　信用協同組合等が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

イ　間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。

(1)　直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

(2)　他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

ロ　間接清算参加者がその適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担をすることなく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

三　資金清算機関等

2　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない信用協同組合等にあっては、第三節に定める簡便的リスク測定方式を用いて、同項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を算出することができる。

一　内部格付手法を採用する信用協同組合等

二　先進的計測手法を採用する信用協同組合等

三　期待エクスポージャー方式の使用について第五十三条第一項（第百三十二条第五項又は第百四十条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けた信用協同組合等

3　前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる信用協同組合等のいずれにも該当しない信用協同組合等が、直近の算出基準日において次節に定める標準的リスク測定方式を用いてＣＶＡリスク相当額を算出している場合には、やむを得ない理由によりその使用を継続することができない旨をあらかじめ金融庁長官に届け出たときを除き、これを継続して用いなければならない。